4. 管理の一体化の推進方法

中小規模の水道事業体が単独で業務の委託等を行う場合は、その業務規模が小さく、受託する民間事業者にとって創意工夫や技術力が発揮可能な魅力ある規模の委託を確保できないケースが想定される。このような場合は、近隣の水道事業体等と連携した共同委託により、公一公および公一民の双方にメリットを享受させることが可能である。

厚生労働省でも、新たな概念の広域化として、管理の一体化や施設の共同化等の推進やこれに伴 う公民連携の推進を推奨している。

4.1 管理の一体化の実施手法

管理の一体化等の実施手法として想定される手法を表 4-1に示す。

表 4-1 業務の共同化の実施手法

					事務項目				
手法	根拠等	利点	留意点	規約	議会承認	議員	事務局	協定書	
私法上の業 務委託① (共同事業 方式)	●私法上の契約行為により代表事業体等が受託し取りまとめて委託契約を行う。	新たに組織を設置する 必要がない。契約の締結のみで、形 態が非常に簡便である。	●受委託する水道事業体等の間での随意契約となるため、競争原理が働かない。但し民間事業者に共同で業務委託する場合は競争原理が働く。●受託した業務を民間業者に委託することが想定される場合は、再委託が可能となるような条文を契約書に盛り込む必要がある。					0	
私法上の業 務委託② (共同事業 方式)	・私法上の契約行為により構成事業体が一つの事業として共同して委託契約を行う。	●上記と同じ	●構成事業体の全てが発注の当事者となるため、事業体間で協定を締結した上で、契約事務等はその作業負担等を適宜算定、協議を行い、代表事業体が行う。					0	
任意協議会 の設置	●権利能力なき社団である任意協議会を設置し、業者選定を行う。契約は参加事業体がそれぞれ取り交わす。	●地方自治法に基づく協議会と比べ、議会、監査委員の設置が不要であり、簡易な手続きで設置可能である。	●任意協議会は権利能力なき社団であるため契約主体とはなれず、契約行為は参加事業体それぞれが行う必要がある。				0	0	
事務の委託	◆地方自治法第252条 の14に基づき水道事 業体等の間で事務の 委託をする。	事務局を設置し、事務業務を集約管理することで事務の効率化を図る。	● 事務業務が継続する業務には 向いているが、断続的な業務に は向いていない。	0	0		0	\circ	
協議会の設 置	◆地方自治法第252条 の2に基づく協議会を 設置する。	●議会、監査委員の設置 が不要であり、一部事務 組合と比べ、比較的簡易 な組織で可能である。	●関係地方公共団体全ての議会 の承認が必要となる。	0	0		0	0	
一部事務組 合等の設置	◆地方自治法第284条第 1項に基づく一部事務 組合や広域連合を設 置する。	●専門機関を設置することにより、事業統合に向けた基礎となり得る。	●独立した地方公共団体となるため、組織・子算等が硬直的となる場合がある。●当該地方公共団体全ての議会の承認が必要となる。	0	0	0	0	0	

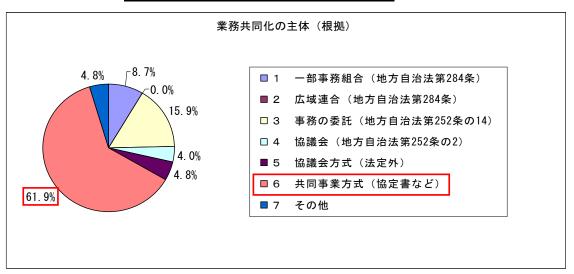
^{※「}協議会の設置」と「事務の委託」の基本的な手続きは、地方自治法上は同じである。

4.2 業務の共同化の実施手法(アンケート調査結果より)

「小規模水道の運営管理に関する検討調査」(平成19年3月、小規模水道の運営管理に関する検討委員会((財)水道技術研究センター))で全国の水道事業体に実施したアンケート調査結果(1,757事業体から回答)では、「共同事業方式」(私法上の業務委託)を業務の共同化の実施手法として挙げた事業体が圧倒的に多い結果(回答件数の61.9%)となっている。

内容	回答件数	比率(%)						
1 一部事務組合	11	8.7						
2 広域連合	0	0.0						
3 事務の委託	20	15.9						
4 協議会	5	4.0						
5 協議会方式	6	4.8						
6 共同事業方式	78	61.9						
7 その他	6	4.8						
合計	126	100.0						

≪業務の共同化の実施手法≫



出典:「小規模水道の運営管理に関する検討調査」((財)水道技術研究センター)

4.3 新たな概念の広域化を進めるための手法

「事務の委託」、「協議会」、「一部事務組合」の各方式は、地方自治法が根拠法となる方式であり、「私法上の業務委託(共同事業方式)」、「任意協議会の設置」の2方式に比べ事務項目は多い。

手続きが少なく、実施までの期間が最も短いと考えられるのは、「私法上の業務委託(共同事業方式)」である。「協議会の設置」や「一部事務組合の設置」等は関係する各議会の承認を要するなど 手続きに相当の時間が必要となる。

上記の事業体へのアンケート調査では、共同事業方式(私法上の業務委託)の事例が6割を占めている。

ポイント 🖢

■ 複数の水道事業体で共同委託等を行う場合には、各事業体内部での事務手続きが簡易で、協定等の締結により比較的短い期間で進めることができる「私法上の業務委託(共同事業方式)」等の実効的な方式を検討する。

先行事例では

- ♣ 先行事例では、新たな概念の広域化である「管理の一体化」「施設の共同化」等の業務の共同化 実施手法を簡易な手続きで速やかに進めるために、共同事業方式(私法上の業務委託)が採用されている。
- ♣ 先行事例として調査を行った E 市と F 市の共同浄水場整備事業においても、特に協議会等の組織化は行わず共同事業方式で事業を実施している。(P9-1~P9-4参照)

4.4 事業体間での協定等の手続き

複数の水道事業体による業務の共同化や事業統合等の広域化等を推進、実施する過程では、関連 事業体間で覚書や協定等を締結する必要がある。この場合、私法上の契約行為により構成事業体が 一つの業務(事業)として、共同して業務受託者と委託契約を行うこととなるが、構成事業体の全 てが発注の当事者となる。

業務受託者の募集選定や契約にかかる事務作業等については、構成事業体間で協定を締結した上で、その作業内容や分担等を適宜算定し協議調整を行う必要がある。

これまでの経緯から構成事業体間で公一公での委託など関係が有る場合には、協定の締結や費用 負担の調整についても円滑に行うことができると想定されるが、新規で協定の締結を行う場合には、 先行事例での協定項目、内容、記載事項等を参考とすることも有効である。

なお、複数の水道事業体で共同委託等を行う場合には、関連水道事業体の全ての水道事業管理者 (あるいは関連自治体の首長)と業務受託者(民間事業者)の連名で契約を締結する必要がある。

先行事例では

- + 先行事例では、複数の水道事業体間で協定を締結した上で代表事業体を決め、業務受託者の募集 選定や契約にかかる事務作業等は軽減を図るため、その作業負担等を適宜算定し、協議調整を行った上で、代表事業体が代表して事務を行っているケースが多い。
- 第三者委託制度を活用して共同委託を行う場合には、再委託ができないため、関連水道事業の管理者(あるいは関連自治体の首長)と民間事業者の連名で契約を結ぶ必要がある。 (E市・F市(DBO)(P9-1~P9-4参照)、○企業団・G市(共同委託)(P9-5~P9-8参照))

4.5 費用負担の考え方(アロケーションの方法等)

共同委託等における委託業務の事務処理費用や委託費用の負担は、対象施設の帰属が明確に区分できる場合は負担割合を容易に決定することが可能である。共同施設等で区分が明確にできない場合には処理水量や対象施設の面積比等の組み合わせにより算定することが考えられる。

なお、共同委託等を行う場合の委託費用の積算にあたっては、対象施設毎に積算要領等で積算し た費用を合算し、条件等を精査した上で適正な費用負担を検討する。

また、民間事業者の募集選定や契約、履行監視等にかかる事務費用についても適正に分担する必要がある。

ポイント 🖢

- ↓ 共同委託等での委託費の積算にあたっては、事業体間の負担割合の根拠やその効果を明確にする ために、各事業体で単独で委託を行った場合の費用等を積算要領(P7-1 表 7-1「水道施設維 持管理等業務委託積算要領案」(日本水道協会)参照)等で積算したものと併せ、共同委託で行う場合の費用の積算を行う必要がある。
- ↓ 共同委託等の実施にあたっては、委託費用だけでなく、民間事業者の募集選定や契約、履行監視等にかかる事務費用についても事前に事業体間で協議を行い、負担割合とあわせ決定しておく必要がある。

先行事例では

- ★ 先行事例では、共同委託等での委託業務処理や委託費用を対象となる施設が明確な場合は施設別に費用負担を決め委託額をアロケーションにより負担している。
- ↓ 共同施設等で明確な区分ができない場合には処理水量や対象施設の面積比等と組み合わせで算定している。

(E市·F市 (DBO) (P9-1~P9-4 参照)、O企業団·G市 (共同委託) (P9-5~P9-8 参照))